

# 航海用電子海図（ENC）利用申込について

財団法人 日本水路協会

2005/3/23 : 第 1 版

2007/1/4 : 第 2 版... 第 11 項の一部を改定

2008/4/1 : 第 3 版... 優遇措置終了に伴い改訂

## はじめに

航海用電子海図（以下「ENC」といいます。）は海上保安庁から刊行されたものを財団法人日本水路協会（以下「水路協会」といいます。）が複製頒布しています。

すべてのENC、及び電子水路通報（更新情報）にはコピープロテクトが施されます。ENCを利用されるお客様（以下「ENCユーザ」といいます。）には、ENCの利用についてセル<sup>注1）</sup>単位で利用契約を結んでいただきます。契約いただいたENCについてはセルパーミットというコピープロテクトを解くキーをお渡しします。これで、ENCが利用可能となります。

注1）セルとは、ENCを構成する最小単位のデータで、経緯度線で区切られた長方形の区域のデータからなります。大縮尺のものから小縮尺のものまでの5段階の航海目的があります。

個々のセルの利用契約に先立って、ENCユーザには、以下に述べるENC利用に関する規定に同意していただき、本文書の末尾に付した利用申込書（別紙1）を、販売店等を経由して水路協会にご提出いただきます。

なお、利用規定は改訂されることがあります。ホームページ上などでお知らせする最新のものをお読み下さい。

## 航海用電子海図（ENC）利用規定

### 1. ユーザパーミットの取得

ENCユーザにはまずユーザパーミットを取得していただきます。これは、ENCを表示する装置（ECDIS等、以下「表示装置等」といいます。）の1台1台を識別するためのコードです。表示装置等を新たに購入したときや改修したときにはメーカーから教えて貰えます。

### 2. ENC利用申込書の提出とユーザID（ライセンスID）の取得

次に、ENCユーザは、本文書の末尾に付した「航海用電子海図（ENC）利用申込書」（別紙1）に必要事項を記入の上、海図販売代理店、取次店（以下「販売店等」といいます。）に電話、FAX等をしていただき、販売店等を通じて水路協会に提出していただきます。販売店等がおわかりにならないときは後に記載する水路協会電子海図事業部にお問い合わせ下さい。

申込書を提出していただいた ENC ユーザには水路協会よりユーザ ID (ライセンス ID ともいいます。) とパスワードをお知らせします。

利用申込書の提出は最初に 1 回行っていただくだけで結構です。以後の、個々の ENC の利用契約等は、このユーザ ID とパスワードによって行っていただきます。

### 3 . ENC データの選択と注文

ユーザパーミットとユーザ ID(ライセンス ID)を取得していただいた ENC ユーザは希望する海域の ENC を選んで利用契約していただくことができます。「2 .利用申込書の提出とユーザ ID の取得」でユーザ ID を取得していただくと、引き続いて直ちに注文ができます。

注文は次のようないくつかの方法で行います。

#### (1) セル選択プログラムを使用する

販売店等には、海域を指定するとその中に含まれる ENC をもれなく選び出すコンピュータプログラム (以下「セル選択プログラム」といいます。) が備えられているところがあります。そのような販売店等の店頭に出向いて注文を行う場合には、コンピュータと対話をしながら ENC を選ぶことができます。

#### (2) カタログを見て行う

水路協会のホームページには ENC のカタログが掲載されています。また、販売店等には印刷されたカタログが備えられています。それを見ながら、個々の ENC を選んで、販売店等に注文を行うことができます。

#### ENCのセルカタログ(pdf)のページをご覧ください

また、ENC の選択を行う場合に、何番の紙海図がカバーする海域のデータというように注文することができます。

販売店等では電話、FAX 等を通じて ENC ユーザの要望を聞きながら、必要なセルを選択し、ENC ユーザに示してくれます。

#### (3) セル選択プログラムの提供を受けた ENC ユーザの場合

大口の ENC ユーザ等にはセル選択プログラムが提供されているところがあります。その場合は、プログラムの指示に従って自分で ENC データを選択すると、所定のフォーマットの注文用ファイルが作成されます。それを販売店等にメール等によって送ります。

### 4 . セルパーミットの発行

販売店等を通じて注文が水路協会に送られると、自動的にセルパーミットが発行されます。セルパーミットは ENC のコピープロテクトを解くキーで、注文したセルに対してだけ有効です。また、ユーザパーミットによって特定される 1 台の表示装置等に対してだけ有効です。

セルパーミットは比較的小さなファイルです。1 週間以内に届くように、CD に書かれたセルパーミットが ENC ユーザに送られます。ただし、急ぐ場合にはメールの添付ファイ

ル等としても受け取れます。

一旦発行されたセルパーミットは取り消すことができません。

## 5 . ENC 全データが収録された CD の受け取り

セルパーミットとともに、ENC が収録された CD 及び電子水路通報(更新情報)を収録した CD をお渡しします。

## 6 . 電子水路通報の入手

ENC ユーザは契約期間中、契約している ENC についての電子水路通報を受け取ることができます。電子水路通報にはコピープロテクトが掛けられていますが、契約しているセルに対するのと同じセルパーミットで解くことができます。

電子水路通報を受け取る方法は次のいずれかです。

### (1) 水路協会のホームページ

水路協会のホームページにアクセスし、ユーザ ID (ライセンス ID)、パスワード、いつの時点以降の電子水路通報が必要かを入力することにより、ダウンロードすることができます。ダウンロードできるのは、契約期間内の電子水路通報に限ります。

電子水路通報は契約しているセルについてのみダウンロードできます。ダウンロードは無料で行うことができます。ただし、通信料については ENC ユーザの負担となります。

### ERのダウンロード方法(pdf)のページをご覧ください

### (2) CD で受け取り

CD にはそれまでの電子水路通報が累積されたものが納められています。ENC を契約する際にお申しいただいた ENC ユーザには CD は毎月確実に届けられます。

料金は、毎回 1050 円 (消費税込み。国内の ENC ユーザで、ENC 契約時に 1 年間通して申し込んでいただく場合の標準料金。その他の場合、海外の ENC ユーザ等については実費) をいただきます。

## 7 . 契約期間及び料金

ENC 利用の契約期間は 1 年です。契約手続きをしていただいた 7 日後を契約開始日とし、それから 1 年後の同月同日の前日が契約期限日となります。ただし、セルパーミットを受け取った時点から利用することができます。

料金は 1 セル当たり 577 円 (消費税込み。本体価格 550 円) です。

## 8 . 料金の支払い

セルパーミットの発行を以て、ENC の利用契約が成立したとみなされます。契約が成立すると、販売店等から料金が示され、請求が行われます。販売店等の所定の規定に従って

料金をお支払い下さい。

## 9 . ENC データの追加注文

契約期間の途中で追加の ENC を注文することができます。その場合の契約期限日は、既に契約している ENC の契約期限までです。ただし、特に要望される ENC ユーザは追加注文を行った日から 1 年間の契約をすることも可能です。

追加契約の料金は、既に結んでいる契約の残り期間に関わらず 1 年分の料金ですが、残り期間が 6 ヶ月未満のときは 346 円（消費税込み。本体価格 330 円）に割引されます。

## 10 . 契約の更新

契約の更新は契約期限日の 2 ヶ月前から行うことができます。その利用開始日は、現在の契約期限日の翌日で、その日から 1 年間の契約となります。

契約更新する ENC が現契約と同じである場合は、契約を継続する旨を販売店等に連絡すると「4 . セルパーミットの発行」以下の手続きとなります。データの内容が変わる場合は、上記「3 . ENC データの選択と注文」以下の手続きを行う必要があります。新しい契約から追加される ENC は、契約更新の手続きをした日から利用することができます。

契約更新と同時に、その時点での最新の ENC が収録された CD 及び電子水路通報（更新情報）を収録した CD をお渡しします。

継続して契約する場合の料金は初めて契約する場合と同じです。

契約の自動更新は行われません。ただし、契約期限日の 1 ヶ月前が近づくと販売店等から契約期間に関してのお知らせがあります。

契約期限日が過ぎると、表示装置等に契約期限が過ぎたことを示す表示がなされる場合があります。そして、電子水路通報は受け取れなくなり、ENC は航海用としての法的備置義務を満たさなくなります。

## 11 . 障害が生じた場合の対応

ENC ユーザが ENC を表示装置等にインストールしたり使用しているときに何らかの障害が生じた場合は、水路協会、契約の取次を依頼した販売店等、または表示装置等のメーカーに通知してください。障害の原因となった者が責任を持って修復します。ENC ユーザの誤動作によって生じた障害については水路協会等は責任を負いません。

## ENC 利用申込書のご提出について

以上の ENC 利用規定をご理解いただいた上で、次ページの利用申込書に記入し販売店等を通じてご提出下さい。本申込書に記載された情報については、ENC の管理運用目的以外に使用したり外部に漏らすことはありません。

なお、申込書の記載事項に変更が生じたときは遅滞なく、申込書の取次を依頼した販売店等にご通知下さい。

## お問い合わせ等連絡先

(財)日本水路協会 電子海図事業部  
〒144-0041 東京都大田区羽田空港 1 丁目 6 番 6 号  
第一総合ビル 6 階

TEL : 03-5708-7093

FAX : 03-5708-7094

E-mail : [enc-support@jha.jp](mailto:enc-support@jha.jp)

ホームページ : <http://www.jha.jp>